

「生産効率改善投資への奨励策についての投資 奨励委員会布告第2 / 2552号」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

●生産効率改善投資への奨励策についての投資奨励委員会布告第2/2552号

テクノロジー改善、生産効率向上及び環境への影響低減による競争力強化のための投資奨励政策の支援とするために、

仏暦二五二〇年投資奨励法令の第一六条の内容に基づく権限に拠り、投資奨励委員会は以下のように投資奨励策に基づく投資奨励付与の原則及び要件を定める布告を制定する。

一、本施策は、その事業が投資奨励を受けているかどうかを問わず、操業中の事業に適用する。投資奨励を受けていないのであれば、投資奨励委員会が投資奨励を布告した業種でなければならない。

二、すでに投資奨励を受けたプロジェクトは、その法人所得税減免期間が終了した時、または法人所得税の免除を受けていないプロジェクトであれば本施策下での投資奨励を申請することができる。

三、以下のいずれかの件での実施があることにより、省エネルギー、事業における代替エネルギー使用、もしくは環境への影響軽減のための機械更新投資計画を提出しなければならない。

三・一、定められた割合に基づくエネルギー使用の低減が生じるようにするための最新テクノロジーへの機械更新投資がある。

三・二、全エネルギー使用と比較した時、定められた割合で代替エネルギーを事業で使用するための機械更新投資がある。

三・三、定められた基準に基づく廃棄物、廃水または廃気の量の低減であるかどうかに関わらず、環境への影響を低減するための機械更新投資がある。

四、特典には以下のものがある。

四・一、機械輸入税の免除。

四・二、土地代及び運転資金を含まない投資額の七〇%の割合で、三年間の法人所得税免除。ここに従来から実施している事業の収入について法人所得税の免除を受ける。

四・三、法人所得税免除の期間は、投資奨励証を受け取った後に収入があった日から起算する。

五、仏暦二五五二年（西暦二〇〇九年）一二月三十一日までに申請し、仏暦二五五四年一二月三十一日までに実施を完了させなければならない。

六、本布告に基づく投資奨励を申請する、並びに仏暦二五五〇年九月一四日付けの投資奨励委員会布告第3/2550号に基づく五種の工業についての環境問題解決策に基づく投資奨励を申請する投資区全区の従来からの事業に対し、投資奨励委員会事務局が投資奨励付与の許可を審査する。

ここに、仏暦二五五二年三月四日から

仏曆二五五二年四月二一日布告